不当景品類及び不当表示防止法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九十二号

不当景品類及び不当表示防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十九号）の施行に伴い、この政令を制定する。

不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成二十一年政令第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第三十三条第一項」を「第三十八条第一項」に、「第二十六条第二項」を「第二十二条第二項」に改める。

第十五条中「第三十三条第一項」を「第三十八条第一項」に、「第二十九条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第十六条（見出しを含む。）中「第三十三条第三項」を「第三十八条第三項」に改める。

第十七条第一項中「第三十三条第三項」を「第三十八条第三項」に、「第二十九条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第十八条中「第三十三条第四項」を「第三十八条第四項」に改める。

第十九条第一項中「第三十三条第三項」を「第三十八条第三項」に、「第二十九条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条第二項から第七項までの規定中「第三十三条第三項」を「第三十八条第三項」に改める。

第二十条第一項中「第三十三条第三項」を「第三十八条第三項」に改める。

第二十一条第一項中「第三十三条第三項」を「第三十八条第三項」に、「第二十九条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第二十二条第一項中「第三十三条第六項」を「第三十八条第六項」に改める。

第二十三条第一項中「第三十三条第一項」を「第三十八条第一項」に、「第七条及び第二十九条第一項」を「第七条第一項及び第二項並びに第二十五条第一項」に改め、同項ただし書中「第二十九条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第三十三条第二項」を「第三十八条第二項」に改める。

附　則

この政令は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十月一日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九十三号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）附則第一条第二号及び第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和六年六月一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は同年八月一日とする。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九十四号

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和三年法律第七十九号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律の施行期日は、令和六年六月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　武見　敬三
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
防衛大臣　木原　稔

船舶活用医療推進本部令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百九十五号

船舶活用医療推進本部令

内閣は、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和三年法律第七十九号）第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（事務局長）

第一条　船舶活用医療推進本部（以下「本部」という。）の事務局（以下「事務局」という。）の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。